

# 平成27年度 事業計画書

## 目 次

1、基本方針・重点目標	1 頁
2、社会福祉法人の運営・管理	2 頁
3、社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業	3 頁
4、介護保険及び障がい福祉サービスに関する事業	10 頁
5、公益を目的とする事業	15 頁
6、収益を目的とする事業	16 頁
7、その他	16 頁

□この事業計画書では主に予算書の事業区分ごとの序列に沿って計画の概要を示しております

社会福祉  
法 人

飯豊町社会福祉協議会

# 1 基本方針

いま、地方は、少子高齢化による人口構造の変化や経済の停滞など様々な問題を抱えており、本町においても人口減少や地域における相互扶助機能の低下が懸念されております。

国では、地方創生をスローガンに「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、地方の活性化と人口減対策のための総合戦略として若者の雇用創出や子育てへの支援、さらには地域特性に応じた地域づくりなど総合的な対策を打ち出しており、地方の再生を図り、人口減をいかに食い止めていくかが喫緊の課題となっております。

そのような中で、本年4月からは、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を進めるための制度として「生活困窮者自立支援法」が本格施行されます。“働きたくても働けない”“衣食住が確保できない”などの困難に対し、相談支援員が寄り添い、関係機関と連携して解決に向けた支援を継続的に行うことで、生活保護に至る手前での自立した生活につながる効果が期待されており、本会としても「自立相談支援事業」及び「家計相談支援事業」の業務を近隣2町とともに県の委託を受け実施することになります。

わたしたちは、この事業を通じて生活困窮者への支援のみならず、困っている人を支える人を地域に増やしていくための「仕組みづくり」や新しい形の「地域づくり」を進めていきたいと考えております。

平成27年度を実践初年度とする「飯豊町地域福祉活動計画」の推進にあたっては、早速、計画の普及啓発に取りかかり、地域福祉の推進を目指す者同士が互いに連携を図りながら、住民の生き難さや福祉課題の克服に向けた動きを作ってまいります。

制度の創設から15年目をむかえる介護保険法は、今期介護報酬（介護サービス公定価格）改定の基本的な考え方として、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化や介護人材確保対策の推進が盛り込まれる一方、今後ますます増大する介護費用の抑制を図るため、全体的に前期より2.3%減、9年ぶりのマイナス改定となりました。当法人が行う居宅系サービスに沿った試算によれば、介護収入の落ち込みは避けられない状況となり、財政的には一層厳しい局面を迎えておりますが、報酬改正に振り回されることなく、利用者本位の質の高いサービス提供を第一義として、これまで通り家族や地元の皆様に愛される「福祉の里めざみ」を築いて参ります。

最後に、行政や民生委員児童委員をはじめ、福祉関係団体の皆様とこれまで以上に連携を深めながら、地域福祉の推進役として一層努力していくとともに、周囲から寄せられる福祉に対する期待や、今後、求められる社協の役割を法人全体で確認しながら、互いに成長できる職場づくりを進め、ひいては組織の発展へとつなげていくことを本年度の基本方針に掲げます。

## ○重点目標

- ① 地域福祉活動計画の実現に向けて、住民や関係者等への計画の普及に努め「幸せを実感できる暮らしづくり」を進めていきます。
- ② 新法の下で「生活困窮者対策」に重点的に取り組み、個別支援体制の強化と総合相談機能の充実を図ります。
- ③ 介護事業所におけるサービス内容の充実と利用者の確保に向けた営業活動を強化し、オール社協で事業経営の安定化に努めます。
- ④ すべての職員が専門職としての自覚と責任を持ち、やりがいを感じながら、互いに高め合い、安心して働ける職場をつくりまします。

## 2 社会福祉法人の運営・管理【社会福祉拠点区分】

項 目	内 容
1 法人運営会議	法人管理の円滑化を図るためにそれぞれ次のように計画する。 (1)理事会 (13名) 5月、3月、他 (2)評議員会 (30名) 5月、3月、他 (3)監事による監査 (2名) 5月、11月 (4)正副会長会 (4名) 必要に応じて開催
2 委員会の開催	本会会長が委嘱する地域福祉推進委員(部落長、地区長、自治会長等の73名)の方々を対象とした委員会の開催や法人の附属機関として次の委員会を計画する。 (1)地域福祉推進委員会(年1回) (2)ほほえみカー運行委員会(年2回) (3)その他専門委員会(随時開催)
3 地域福祉事業における自主財源確保	地域福祉の推進を図る上で無くてはならない最も重要な財源として、地域の皆様に住民会費の協力をお願いするとともに、法人の目的に賛同する関係者(団体)等から賛助会費をお願いしながら自主財源の確保に努め、活動基盤の整備を図る。 <b>【住民会費】</b> (町内全世帯) 一戸あたり1,700円 (100円×17口) <b>【賛助会費】</b> (理事、監事、評議員、町役場管理職会、交通安全協会等) 2,000円～10,000円
4 寄付文化の創造及び基金運営	一般篤志者の意思に基づいた基金運用を行うとともに社会福祉事業へのより効果的な活用を図りながら、寄付文化の創造を広めていくための取り組みを推進する。 <b>【基金の種類】</b> ①社会福祉基金(高齢者、障がい者、児童の福祉を高める活動等、生活困窮者支援活動、災害時の救済活動など) ②ボランティア活動振興基金(ボランティア活動の推進、福祉教育活動の推進、災害ボランティアの育成支援等) ③固定資産取得積立基金 (地域福祉活動を展開するために必要な自動車や備品の購入) ④介護事業財政調整基金(法人が運営する福祉施設の維持管理、介護保険事業、障がい福祉サービス事業の推進) ⑤職員資格取得研修等支援基金(職員が職務上必要な資格取得に係る諸費用及び研修等の受講経費の一部助成) <b>【27年度の取り組み】</b> ①寄付への理解づくりを進めるため、住民や地元企業に対し税の優遇措置を前面に出した広報を行う。
5 職員研修及び人材育成	職場内で必要な人材を育成し、効果的なチームプレーが展開されるとともに職員同士が互いに成長できるような職場風土を形成する。 また、県や研修機関が主催する各種研修会等に積極的な参加を通じて、職員全体のレベルアップを目指す。 <b>【役職員における研修プログラム(法人内研修の開催予定)】</b> ①役員研修(年1回/全役員) ②新任職員研修(年2回/新任職員) ③全員対象研修(年1回/全職員) ④リーダー研修(年1回/係長以上) <b>【職員資格取得自主研修等への支援】</b> 新たに、職員の自己啓発意欲の高揚、更には社会福祉事業に従事する職員の確保及び資質の向上を図るために、職員が職務上必要となる福祉の資格を自主的に取得するために必要な経費の助成を行う。
6 健全経営に向けた取り組み	安定性のある法人経営に向け、定期的に経営状況及び労働実態の把握に努めるとともに、主に介護事業の経営に関し将来構想(長期目標)を描き、目標の達成に向けた継続性、実効性のある経営方針や戦略づくりを手掛け実行に移していく。

	(1) 長期目標の策定 (将来構想と 10 か年戦略) (2) 人口や法改正の動向などを見据えた短期・中期的な経営ビジョンの確立
7 在宅複合型老人福祉施設の運営	利用者の安全安心の確保とプライバシーや尊厳を大切にし、個人がやすらぎを持ち過ごせる場づくりに努める。 【通年行事】 ①観桜会 (4月) ②春期防災訓練 (6月) ③七夕 (7月) ④夏祭り (8月) ⑤敬老会 (9月) ⑥秋期防災訓練 (10月) ⑦クリスマス会 (12月) ⑧節分 (2月) ⑨ひな祭り (3月) 【施設設備等改修計画】 ①高圧交流負荷開閉器更新 ②消防設備配管工事

### 3 社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業 【社会福祉拠点区分】

#### (1) 住民の福祉と地域福祉の推進に関する事業 (法人運営事業サービス区分)

項 目	内 容
1 心配ごと相談事業 (町一部委託) 【第 2 種社会福祉事業(生活困難者に対して生活に関する相談に応ずる事業)】	住民が抱える様々な心配ごとに対し、本会が委嘱する相談員による適切なアドバイスや専門機関への「つなぎ」を行い問題の解決を支援することを通じ地域住民の安定した生活を支える。また、町から委託を受ける高齢者等相談支援事業としての役割を再認識し、相談日以外の窓口相談や電話相談にも職員が柔軟に対応していくために町地域包括支援センター等、他の相談機関と連携を密に取り合いながら高齢者が抱える問題の早期解決にあたる。 【運営体制】 ①相談員： 6名委嘱 ②相談日： 毎月第1・3・5金曜日 (午後1時～3時) ③開所回数：年間27回 ④場 所： 白樺地区公民館 【27年度の取り組み】 ①相談所運営の在り方(時間帯・会場等)について内部検討を開始する。 ②相談に携わる方の技術向上を図るために研修を実施する。 ③一括した広報を行うなど相談機関同士のネットワーク形成に取り組み、「たらい回し状態ゼロ」を目指す。
2 生活福祉資金の貸付事業 (県社協一部事務委託)	低所得世帯及び高齢者、障がい者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度資金について山形県社会福祉協議会の委託を受けて行う。 【業務内容】 ①貸付にかかる相談業務 ②貸付を受けようとする世帯及び受けた世帯の調査、支援 ③関係機関との連携、連絡調整④資金の貸付及び償還に関する指導 ⑤資金の広報業務 等 【資金種別】 (1)総合支援資金 (失業等、日常生活全般に困難を抱えており生の立て直しのための資金) ①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費 (2)福祉資金 (日常生活を送る上で自立生活のために緊急かつ一時的に必要な経費) ①福祉費 ②緊急小口資金 (3)教育支援資金 (学校教育法に規定する高校、大学、専門学校就学及び入学に際し必要な経費) ①教育支援費 ②就学支度費 (4)不動産担保型生活資金 (高齢者世帯に対し居住用不動産を担保に生活資金を貸付※宅地評価額 1,000 万円以上)

	<p><b>【貸付対象世帯】</b>  資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの。おおむね、住民税非課税程度。または、生活保護法に基づく生活扶助基準額（最低生活費）が一定の目安額以内であるもの。</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b>  ①制度が硬直化した運用にならないよう努めるとともに、制度の利用が難しいケースにおいても、他の解決策導き出すなど、適切に繋ぐ役割を心掛ける。</p>
3 臨時特例つなぎ資金の貸付事業 (県社協一部事務委託)	<p>離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸付けることにより、その自立を支援することを目的とした制度資金について山形県社会福祉協議会の委託を受けて事務を行う。</p> <p><b>【業務内容】</b>  ①貸付にかかる相談業務  ②貸付を受けようとする世帯及び受けた世帯の調査、支援  ③関係機関との連携、連絡調整  ④資金の貸付及び償還に関する指導 ⑤資金の広報業務 等</p>
4 福祉更生資金の貸付事業 【第1種社会福祉事業(生活困難者に対して無利子で資金を融通する事業)】	<p>低所得世帯等が不測の事態により緊急的に援護を必要とされる場合など、町民の経済的自立を促進するために本町独自事業として日常生活に必要な資金の貸し付けを行い、生活福祉資金貸付事業とあわせて対象世帯の暮らしの安定化を図る。</p> <p><b>【制度内容】</b>  ①資金原資: 1,660,034円 ②貸付限度額: 5万円(無利子)  ③償還期間: 貸付実行翌月から起算し6カ月以内</p> <p><b>【対象世帯】</b>  ①飯豊町内に居住を有し、独立の生計を営む者。  ②現に生活困窮状態にあり他からの援助が得られない者。  ③貸付金の償還が確実と認められる者。  ④生活保護世帯については、福祉事務所長が特に必要と認めた者。</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b>  ①食糧支援を実施するNPOとの連携を強化し現物給付と併用した支援につなげる。  ②生活困窮者自立支援事業と連動した家計支援を通じ、長期滞納ケースにおける償還計画の見直しを行う。</p>
5 災害救済金交付事業	<p>町内に居住し、火災、水害、天災等にあった世帯に対し災害救済金を支給し暮らしの立て直しを支援する。</p> <p><b>【支給基準】</b>  個人所有で本人が入居している住宅の半焼半壊以上 10,000円</p>
6 レクリエーション用具貸出事業	<p>町内における世代間交流や健康づくり活動を支援するために「レクリエーションツールライブラリー」により町内の企業や団体、グループに対し無料でレクリエーション用具の貸出しを行う。</p> <p><b>【貸出期間】</b> 1回につき原則5日以内 (レク材 / 全18種)</p>
7 車椅子貸出事業	<p>町民が病気やけがなどにより一時的に車椅子が必要となった場合に無料で貸出しを行う。</p> <p><b>【貸出期間】</b> 1回につき原則3ヶ月以内 (自走式3台・介助式4台)</p>
8 集落ワークショップの開催	<p>地域住民自らの課題を発掘しその解決方法をみんなで考える」を目標に地域力を高めるための学習の場として集落ワークショップを実施する。また、しあわせを実感できる魅力ある地域づくりに向け近隣同士による新たな地域福祉活動の創出を行うとともに地元住民の郷土愛を引き出しながら、高齢者等が安心して暮らせる「集落」を目指し、役割意識を高める行動について考える。</p>

	<p><b>【開催場所】</b></p> <p>①モデル集落： 新規2カ所（予定）②実施回数:1カ所につき2回</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①アクションプランを生み出すプロセスを学びながら、集落単位での問題解決機能の充実を試みる。</p>
9 中学校同級会支援事業	<p>同級生同士が卒業後も定期的に交流を重ねることで地域への愛着を持ち続け、地元への定住化や出会いの場づくりを進めるための取り組みとして、中学校卒業生に対し6年後の成人式にあわせた「同級会開催予告状」の交付を行い、同年代における「つながり」を強化していくための支援を行う。また、若者がまちづくりに参画するきっかけとしていくために町立中学校卒業生による同級会（対象者年齢40歳以下）の開催を事務的に支援する。</p> <p><b>【対象企画】</b></p> <p>①同級会（学習をともにし、同じ年の卒業学友の集い）</p> <p>②同窓会（同じ中学校で学習した卒業生の集い）</p> <p>③クラス会（学習をともにした教室の仲間の集い）</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>事業のPRを積極的に行い、事業の見直しについて検討する。</p>
10 福祉の仕事に関する助言と情報提供	<p>福祉の仕事や介護現場への就職を希望する方々に対し、資格取得のために必要な助言及び山形県福祉人材センターが発行する福祉求人誌の窓口閲覧を行い、福祉の現場で活躍する人材の育成・質的向上を手助けする。</p>
11 ボランティア活動振興事業	<p>ボランティア活動を通じて「人と人をつなぐ」ことで地域づくりを推進するため、ボランティアに関する相談に応じ、「自分のことで地域の役に立ちたい」という気持ちと、「ボランティアを必要としている人・活動」とを結びつける(マッチング)などの支援を行う。</p> <p><b>【企業やNPO、活動団体等への支援】</b></p> <p>①全社協を保険者とする傷害保険への加入促進及び登録団体への保険料の一部助成</p> <p>②ボランティア・市民活動の推進にむけた情報発信、普及啓発及び必要な調査研究</p> <p>③ボランティア・市民活動に関する相談、助言</p> <p>④ボランティア（活動団体）の登録及びネットワークの構築</p> <p>⑤ボランティア養成及び人材育成</p> <p>⑥ボランティア・市民活動実践者同士の交流及び研修会開催</p> <p><b>【学生ボランティアへの支援】</b></p> <p>①ボランティア活動への動機づけを促し、「支え合い、共に生きる」ことの大切さを学ぶことを目的とした「ボランティアサマーキャンプ（仮称）」等の企画に関し、広域連携を視野に入れ近隣社協と協議を進める。</p> <p>②地元高校生ボランティアサークルの立て直しに関し必要な援助を行う。</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①除雪ボランティアの担い手養成に関し行政や地域との連携を深める。</p>
12 災害時支え合いボランティアの構築	<p>地震や水害等による災害が実際に発生した場合、地域のつながりやボランティア活動が、大きな力を発揮することから、住民が地域防災や災害時の支え合いについて関心を持ち続け、十分な「備え」や、いざという時にきちんと「行動できる」体制づくりを進める。</p> <p><b>【実施項目】</b></p> <p>①先進事例について情報収集し、行政や関係団体との連携強化のための調整会議を定期的に開催する。</p> <p>②災害時において、町社協が住民に対しどのような支援を実施するかを広報を積極的に行う。</p>

	<p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に沿った設営訓練について重点的に取り組む。</p> <p>②町地域防災計画との整合性を保つためにマニュアルの点検、み直しを行う。</p>
13 福祉学習推進事業	<p>学校と連携し、児童生徒を対象とした「福祉のこころ」を育むための共育と、広く住民に対し「わたしたちの地域を、わたしたちでつくっていく」ために役立つ学習機会を提供する。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>①社会福祉施設等で展開される活動プログラムへの助言や事例提供、職員派遣など体験学習への協力を行う。</p> <p>②町内企業や団体、グループに「福祉関係教材」を無料で貸出し、住民の社会福祉に関する意識の高揚を図る。 (高齢者疑似体験システム、福祉に関する啓発ビデオ等)</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①学校及び地域における福祉学習を結びつけた「相互学習」を展開する。</p> <p>②住民が認知症への理解を深め、地域で見守っていく雰囲気づくりを行う。</p>
14 生活事故防止に向けた啓発活動	<p>町民の暮らしの安全が確保されるよう警察署などの関係機関と連携し、高齢者の消費者被害をはじめ、雪害事故や交通事故防止に向けた啓発を行う。</p> <p>(1)悪徳商法による詐欺被害防止のための啓発活動。</p> <p>(2)高齢者の雪害事故防止対策について注意喚起</p> <p>(3)交通安全県民運動及び高齢者交通事故対策会議等への協力。</p>
15 おしどり金婚さん記念品贈呈事業	<p>当年めでたく結婚50周年を迎えられた「おしどり金婚さん夫婦」に対し、記念品を贈呈し祝福する。</p>
16 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施	<p>あらゆる生活課題に対しともに考え、助け合える関係性を住民とともに支えあいのかたちをつくる事業の企画通じ、高齢者や障がい者、ひとり親世帯等がふれあい、互いを知り理解を深めあうことができる各種事業、イベントを関係機関との連携を図りながら実施する。</p>
17 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助	<p>地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者と相互に協力し、福祉サービスを必要とする住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように援助する。(社会福祉法第4条関係)</p>
18 地域福祉活動計画の推進 (社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整)	<p>地域の福祉課題に住民や関係機関が協力して取り組んでいくためのガイドブックとされる「飯豊町地域福祉活動計画」を広く住民に普及させるとともに、福祉活動の推進及び計画の実現に向けた進行管理に努める。</p> <p><b>【実施項目】</b></p> <p>①活動計画の普及啓発 (地域住民への広報及び関係機関団体への説明、計画書提示)</p> <p>②活動計画の進行管理</p> <p>③実施計画を推進するための具体的な検討及び連絡調整等</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①第1期活動計画のスタート年として、多様な会議や集まりの場面で当計画の理念や目的等を発信する。</p>

## (2) 緊急通報装置運用事業 (緊急通報装置運用事業サービス区分)

項 目	内 容
1 緊急通報装置見守り支援システム運用事業 (町委託)	<p>在宅で日常生活を送る75歳以上の単身高齢者等の異変や緊急事態への速やかな対処を通じ、地域での見守り活動を補完し、必要に応じた生活支援をすることで、町から緊急通報装置機器(ミルック)の貸</p>

<p>与を受けた世帯の生活不安の解消を図る事業の運用業務を飯豊町より受託する。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①設置世帯： 4 5 世帯（見込）</p> <p>②管理体制： 平日 8:00～16:45（ほほえみカー予約センター） ※それ以外は短期入所生活介護センター対応</p> <p><b>【業務内容】</b></p> <p>①緊急通報装置見守り支援システムの運用全般 （適正な運用及び緊急時対応マニュアル管理）</p> <p>②緊急通報受信への対処及び協力員、町及び関係機関等への連絡</p> <p>③お元気コールの実施（1件につき月1回）</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①緊急時の対処方法について十分に内部共有する。</p> <p>②「お元気コール」による安否確認機能の充実を図る。</p>
---

### (3) 福祉サービス利用援助事業（福祉サービス利用援助事業サービス区分）

項 目	内 容
1 福祉サービス利用援助事業 （県社協委託）【第2種社会福祉事業(福祉サービス利用援助事業)】	<p>認知症の高齢者や知的、精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利を擁護し、必要なサービスを適切に利用して自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助を行うとともに、権利擁護分野のケースワークにおける中心的事業として、様々な制度やサービスへの「つなぎ」、更には成年後見制度を補完するという役割を果たしながら権利擁護ニーズを抱えた相談者の課題解決を進める。</p> <p><b>【運営体制】</b></p> <p>①専門員：1名 ②生活支援員：1名 ③利用者：5名（見込）</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①専門員のスキルアップ及び運営体制を強化する。</p> <p>②制度の目的について関係者から正しい理解が得られるよう十分な説明責任を果たしていく。</p>

### (4) 共同募金配分金事業（共同募金配分金事業サービス区分）

#### －平成26年度共同募金による配分事業－

項 目	内 容
1 単身高齢者のための会食サービス事業【老人福祉活動】	<p>概ね75歳以上の単身高齢者で要介護状態又は要支援状態にない者を対象として、孤独感の解消、安否の確認、生活課題の発見、更には互いの支え合いの関係を作る取り組みとして、会食を中心とした交流事業を行う。なお、調理についてはボランティア団体や関係機関の協力を得ながら栄養面に配慮した献立を提供する。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>①実施回数：13回※10月のみ2会場</p> <p>②参加料：300円（回） ③実施場所：地区公民館（巡回）</p> <p>④1回当たりの参加者：20名（見込）</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①実施規模及び参加者送迎の在り方の検討を行う。</p> <p>②新たなボランティアの確保に着手する。</p>
2 ふれあいグラウンドゴルフ大会開催事業【老人福祉活動】	<p>高齢者がグラウンドゴルフを通して交流を図りながら、“地域を支える赤い羽根共同募金”への更なる理解を広げ、この町の民間福祉活動をみんなで応援していく機運づくりをすすめるための第6回目チャリティー大会を実施する。なお、当事業は競技団体や老人クラブ連合会の協力を得ながら開催する。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>①開催時期：10月上旬 ②対象者：町内65歳以上の高齢者</p>

<p>3 在宅介護者の集い開催事業 【老人福祉活動】</p>	<p>家庭介護者を対象に、介護者相互の交流等を通して情報交換しながら「仲間づくり」できる場を提供する。また、家庭での介護技術向上のために必要な講習や相談援助を行いながら介護者の負担軽減を図るとともに介護者の声や実態の把握に努める。なお、当事業の企画にあたっては「家族介護支援事業」との十分な連携のもと実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①日帰り交流会：1回（12月予定） ②参加者：30名（見込）</p>
<p>4 高齢者サロン等への講師派遣事業 【老人福祉活動】 <b>新規</b></p>	<p>在宅の高齢者が閉じこもり・引きこもり、介護、認知症等を予防するための「通いの場」として効果が期待される「ふれあいいいききサロン」等に対し、歯科衛生士やレクリエーションインストラクター等、専門的な講師を派遣し、地域高齢者の保健福祉の増進に関し継続的な支援を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①介護予防に関する講師等の派遣 (作業療法士、保健師、健康運動指導士、歯科衛生士、認知症ケア士等)</p> <p>②地域包括ケアシステムの構築に関する研究調査 (サロンリーダー・老人クラブリーダー等)</p>
<p>5 子育てサロン活動育成支援事業 【児童・青少年福祉活動費】</p>	<p>子育て中の母親や等が地域で孤立しないために、互いに交流の場づくりを行っている育児サークルキッズワールドの活動に対し子育て支援センター等と連携を図りながら各種支援を行う。</p> <p>【支援内容】</p> <p>①活動費の助成 ②サロン保険への加入 ③用具貸出 ④講師派遣調整 ⑤相談及び情報提供</p>
<p>6 福祉の心推進事業 【児童・青少年福祉活動費】</p>	<p>小学生を対象に福祉の心の醸成を深め、地域の中で高齢者の尊厳を大切に考えられる子供を育成していくために「第5回おじいちゃん・おばあちゃんへの絵手紙コンテスト」を企画し、家族の絆づくりの強化を図る。なお、当事業は町老人クラブ連合会や町教育委員会、学校と連携を図りながら実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①募集時期 7月下旬～8月下旬（夏休期間） ②応募対象 町内の小学校に在学する児童</p>
<p>7 小地域見守り活動支援事業 【福祉育成援助活動費】</p>	<p>地域における福祉課題を早期に発見するとともに福祉の支援を必要としている方の情報を関係機関に橋渡しするなどの「つなぎ役」として期待される地域福祉推進委員の方々と日常的な連携を保ちながら、小地域におけるさりげない「見守り」や「ニーズ把握」機能の強化に努め要援護世帯を地域社会で支えるための取り組みを支援する。</p> <p>【地域福祉推進委員】 73名（各部落長等を委嘱）</p> <p>【委員の役割】</p> <p>①社会福祉協議会の連絡事項を速やかに部落等内の住民に周知徹底する。（会費・募金の納付／社協日より等） ②常に地域住民の保健福祉に欠ける状況を把握し、町社協と連携の上その活動を推進する。 ③町社協の行う保健福祉事業に協力し、地域住民の健康と生活を高める運動に努める。</p> <p>【27年度の取り組み】</p> <p>①住民に地域福祉推進委員の役割と目的について正しい理解を広める。</p>
<p>8 社協広報誌“しあわせ”発行事業 【福祉育成援助活動費】</p>	<p>町社協の法人情報の公表や本会事業の広報に限定されることなく、地域福祉活動を広く紹介しながら読者、すなわち地域住民の皆様の「くらし」の中から情報発信する。発行規模は12頁版を年間2回発行し、地域福祉推進委員の協力を得ながら全戸に配布する。</p> <p>【発行回数】年2回（8月・1月） 【発行部数】各2,400部</p> <p>【27年度の取り組み】</p> <p>①誌面に広告枠を設け有料広告を募集し、発行経費の確保を行うほか内容の充実を図る。</p>

<p>9 住民互助型ふれあい・いきいきサロン活動育成支援事業 【福祉育成援助活動費】</p>	<p>住民同士のふれあいを広げるだけでなく、介護予防、生きがいづくり、生活課題への気づき、更には小地域において「支え合いのかたちをつくる」リーダーの養成等を行う福祉活動として「ふれあい・いきいきサロン」の一層の普及拡大を図り、各サロンの活動の運営を支援する。 【実施地域】 17集落（団体） 【支援内容】 ①活動費の助成 ②サロン保険への加入 ③用具貸出 ④ふれあい・いきいきサロン運営担当者連絡会の開催（年1回） ⑤相談及び情報提供 【27年度の取り組み】 ①男性も参加しやすいプログラム開発を行う。 ②参加者の送迎の問題などについて解決策を検討する。</p>
<p>10 町内の福祉関係団体が行う福祉活動への助成（2次配分）</p>	<p>福祉団体とのネットワークを活かし、地域福祉を推進するために必要なニーズ把握を行う上でも各種団体が行う活動が円滑に進められるよう共同募金による2次助成を行い側面的な支援を継続的に行う。 (1) 老人クラブが行う地域支えあい事業（飯豊町老人クラブ連合会）クラブ会員による単身世帯等への友愛活動について定着化を支援する。 (2) 身体障がい者機能回復訓練事業（飯豊町身体障がい者福祉協会）会員を中心とした障がい者の機能回復訓練及び社会参加をすすめる活動を支援する。 (3) ボランティア活動に関する研修事業（飯豊町ボランティア連絡協議会）既存のボランティア団体・実践者を対象とした研修会の開催等を支援する。 (4) NPOが行う育児サポート事業（特定非営利活動法人ほっと）一時的に子供を預かり、子育て家庭をサポートする活動を支援する。</p>

－地域歳末たすけあい配分事業－

項 目	内 容
<p>1 経済的支援が必要とされる世帯への商品券進呈事業</p>	<p>地域の中で経済的困窮状態にある世帯に対し、新たな年を迎える時期に、町内の商店等で利用できる商品券を進呈し、日常生活を維持するために必要な支援活動を行う。なお、配分委員会の承認を得て、具体的な配分計画を定めることとなるが一世帯につき、およそ10,000円分の商品券進呈を予定しており、対象者の把握や世帯訪問については、民生委員の協力を得て実施する。 【対象例】※生活保護受給世帯は本事業の対象としない。80件（見込） ①要援護世帯（低額年金受給者等継続的に支援が必要な世帯） ②生活保護に準ずる世帯 ③火災や地震等で家屋が被災した世帯 ④民生委員が必要と認める世帯（一時的に支援が必要な世帯）</p>
<p>2 安否確認を必要とする世帯への特別配食サービス事業</p>	<p>単身高齢者等が、地域の中で安心して新しい年が迎えられよう民生委員による安否確認を町内一斉に行い社会的孤立状態の早期発見及び新たな生活課題の把握に努める。なお、配分委員会の承認を得て、具体的な配分計画を定めることとなるが対象世帯には、郷土料理の配食を予定しており、民生委員の協力を得て実施する。 【対象例】 概ね70歳以上の単身高齢者及び障がい者世帯で年末時期に在住している者（見守りを必要とされない者を除く） ※同居家族が入院または入所しているため実質、単身で生活している世帯を含む 130件（見込）</p>
<p>3 要保護・準要保護認定児童激励支援事業</p>	<p>経済的な支援を必要とされる要保護・準要保護認定児童に対し、新しい年を迎える時期に、民生委員による世帯訪問を通じて、児童の健全育成を支援するために必要な相談援助を行い福祉ニーズの把握に努める。なお、配分委員会の承認を得て、具体的な配分計画を定めることとなるが1児童につき、3,000円分の図書カード進呈を予定して</p>

	おり、民生委員の協力を得て実施する。 【対象例】 要保護、準要保護認定児童 25件（見込）
4 ボランティアによる単身高齢者への福祉年賀状作成事業	地域住民の参加による福祉活動の推進を図るため、地元のNPOメンバーに手作り年賀状の作成を依頼し、町内に居住する単身高齢者等に贈り、福祉教育の充実と住民の理解づくりを進める。 なお、正確には配分委員会の審査を経て執行する。 【対象例】 ①単身高齢者 ②ケアハウス入所者 160件（見込）

### (5) 福祉団体が行う活動への支援（事務局担当）

項 目	内 容
1 飯豊町民生委員児童委員協議会	民生委員法に基づき住民の生活状態の把握及び地域の身近な相談役としての役割を担う民生委員の相談援助活動を支えるとともに、月1回地区ごと開催される定例会への出席を通じ組織運営への支援及び必要な団体事務を行う。
2 飯豊町老人クラブ連合会	老人福祉法を基本理念として、地域を基盤に自主的な社会活動及び自らの健康を高める活動を行い老人福祉の向上を目指す老人クラブに対し、レクリエーション大会の運営や関係機関との連絡調整などを中心とした支援を行う。
3 飯豊町ゲートボール連合会	高齢者等がゲートボールを通して対話と生きがいのある生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図りながら個々の健康増進及び高齢者の社会参加のために必要な支援を行う。
4 飯豊町身体障がい者福祉協会	身体障害者福祉法を基本理念として、会員相互の親睦を図り、福利厚生、障がい者の雇用促進等の事業を行う当事者組織の団体事務を担う。また、障がい者が利用できる制度の円滑な情報発信を行うために必要な援助を行う。
5 飯豊町ボランティア連絡協議会	住民によるボランティア活動の推進及び振興を図ることを目的とし、ボランティア団体の横のつながりを深めながら情報交換や資質向上のための研修及び交流を行うために結成された協議会に対し必要な支援を行う。
6 飯豊町戦没者慰霊祭実行委員会	遺族会が挙げる戦没者慰霊祭の事務の一切を担う。
7 山形県共同募金会飯豊町分会	共同募金事業を行うことを目的としていた共同募金会に関する事業及び事務を上部団体の指導のもとに行う。
8 椿地区公共施設防災対策協議会	隣接する施設や関係機関と一体となった防災訓練などを行う協議会の事務局を担う。

## 4 介護保険及び障がい福祉サービスに関する事業【介護拠点区分】

### （介護及び介護予防サービス、地域支援事業等）

#### （1）高齢者介護予防事業（高齢者介護予防事業サービス区分）

項 目	内 容
1 地域介護予防事業（町委託）	介護保険被保険者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止、加えて介護予防と閉じこもり防止を図るため、職員が出向き軽体操など指導する。また、生きがいづくりを支援するための活動を地元ボランティアの協力を得ながら高齢者介護予防センターを拠点として展開する。 【運営体制】 ①参加者：中津川地区高齢者56名（見込） ②地元サポーター：10名 ③送迎ボランティア：12名 【事業内容】 ①生活機能の維持・向上を図るための活動 ②要支援・要介護状態を予防するための活動 ③高齢者本人の自己実現達成の支援 ④その他、介護予防に資する活動 【27年度の取り組み】

	①前期高齢者や男性の介護予防へ理解を深め、当該事業への関心を深めていくためお試し企画を設定する。
2 介護予防支援事業（町委託）	<p>地域の高齢者等が、できる限り介護保険制度における要介護状態又は要支援状態となることなく、その人らしい生活を継続していくことができるよう健康寿命を延ばすための総合支援と老化と廃用の悪循環を絶つ専門的な支援、指導を実施する。なお、当事業は飯豊町からの受託事業であるため地域包括支援センターとの連携を取り合いながら実施する。</p> <p><b>【数値目標】</b>          ①年間延べ利用者数1,600人（見込）②新規登録者50人（見込）</p> <p><b>【活動内容】</b>          ①健康チェック ②体力測定 ③運動器の機能向上          ④認知症予防のための脳活性化プログラム提供等</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b>          ①今年度は事業の認知度アップと介護予防に対しての意識づけを強化し、参加率と継続率の向上を図る。</p>
<p>教室名：らくらく筋トレ教室          開催日：月～金曜日（水曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く）          9：00～12：00／13：00～16：30          拠点施設：福祉の里めざみ内</p>	

## (2) 居宅介護支援事業【ケアマネジメント】（居宅介護支援事業サービス区分）

項 目	内 容
<p>1 指定居宅介護支援事業（介護保険）</p> <p>事業所名：          在宅介護支援センター福祉の里めざみ  <b>【公益事業（介護保険法に規定する居宅介護支援事業）】</b>          指定番号： 0672700077          営 業日：月～金曜日/8:30～17:15          （祝日及び12月29日～1月3日を除く）          実施区域：飯豊町、長井市、小国町、          白鷹町、南陽市、川西町          加 算：特定事業所加算(Ⅱ)</p>	<p>要介護認定結果をもとに要介護者及び要支援者が必要な居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況や環境、本人・家族の要望などを勘案して居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に基づいてサービスが提供されるように事業者と連絡調整を行うなどの支援を行う。</p> <p><b>【数値目標】</b>利用者実数（見込） 105人（月平均）</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b>          ①記録・書類作成に関する研修やリーダーによる点検を取り入れより適切なケアプランの作成を目指す。</p> <p><b>【サービス種別】</b>          ①居宅介護サービス計画の作成 ②介護保険施設の紹介等          ③サービスの実施状況の継続的な把握、評価</p> <p><b>【運営方針】</b>          ①利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行う。          ②利用者の心身の状況、環境に応じて利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業所の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。          ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることがないように公平、中立に行うものとする。</p>
<p>2 介護予防ケアマネジメント業務          （町地域包括支援センター委託）</p>	<p>居宅で生活する要支援者が、指定介護予防サービスの適切な利用が行われるように、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成する業務を町地域包括支援センターから受託する。</p> <p>(1) 利用者実数（見込） 8人（月平均）          (2) 委託料 1件につき4,300円（初回3,000円加算）</p>
<p>3 家族介護支援事業（町委託）</p>	<p>介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、在宅において概ね65歳以上の高齢者（40歳以上65歳未満の者であって特定疾病に該当する方も含む）を介護している家族等の身体的、精神的及び経済的負担軽減並びに心身の回復を支援し、在宅福祉の向上を図る。</p> <p><b>【事業内容】</b>          ①家族介護教室事業（介護相談、介護方法並びに技術の習得、介護者の健康及び生きがいづくり）</p>

	<p>②家族介護者交流事業（温泉での介護者リフレッシュ企画、施設見学等を活用した介護者の交流）</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①どうしても事業に参加できない方に対する支援の在り方について関係者間で意見交換する。</p> <p>②住民の介護保険制度への理解を深め、介護の悩みを語り合える場づくりについて検討する。</p>
--	---

【注釈①】上記事業1については、社会福祉法人審査要領により公益事業として位置付けられるものの社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行われるため、社会福祉事業と一体的と考える。

【注釈②】上記事業3については、地域支援事業の一環として行われる任意事業であることから介護保険に属する事業と解釈する。

### (3) 居宅介護等事業【ホームヘルプ】（訪問介護事業サービス区分）

項 目	内 容
1 指定訪問介護事業 (介護保険指定居宅サービス事業者)	<p>介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され、居宅において介護を必要とする方を対象として、資格を有する介護福祉士やホームヘルパー等が自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）や調理、掃除等の家事（生活援助）、その他日常生活上のサービスを提供する。</p> <p><b>【数値目標】</b></p> <p>1月当たり延べ利用者数 550人（介護予防含）</p>
2 指定介護予防訪問介護事業 (介護保険指定居宅サービス事業者)	<p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①利用者周辺の生活課題を「つかみ」、課題解決に「つなぐ」ことにより家族を含めた居宅支援を実施する。</p> <p>②研修会への参加により個別の資質向上を図るほか、事業所全体において、サービス提供責任者を軸とした業務分担の見直しを行い事業効率のアップを図る。</p> <p><b>【サービス種別】</b></p> <p>(1) 要介護1～5と判定された方</p> <p>①訪問介護（身体介助型） 入浴介助、排泄介助、食事介助、体位交換、おむつ交換等</p> <p>②訪問介護（生活援助型） 掃除、洗濯、炊事、生活全般についての相談、助言等</p> <p>(2) 要支援状態と判定された方</p> <p>①介護予防訪問介護 日常生活援助等</p> <p><b>【運営方針】</b></p> <p>①訪問介護員は、要介護、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>②事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
事業所名:訪問介護ステーション 福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業(老人福祉法に規定する居宅介護等事業)】 指定番号:0672700093 営業日:月～日曜日/7:00～21:00 (介護予防は8:00～17:00) ※12月29日～1月3日を除く 実施区域:飯豊町及び長井市 加 算:特定事業所加算(Ⅱ)	
3 安心生きがい訪問事業（町委託）	<p>日常生活に不安がある単身高齢者等が、見守りや声掛け等の支援により社会生活を円滑に営むことができるよう定期的にホームヘルパーを派遣し、健全で安らかな生活を営むために必要な便宜を供与する事業を町から受託する。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①対象者: 指導員の支援により社会生活を円滑に営むことができると認められる概ね65歳以上の高齢者で、介護保険等のサービス給付を受けていない方及び家族のサポートが期待できない一人暮らし高齢者等</p> <p>②支援内容: 生活機能等チェック、生活全般の確認、生活上のアドバイス等</p> <p>③利用者実数（見込） 30人（月平均）</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p>

	<p>①利用者に対する支援目標を明確にし、適切なフォローが行える体制づくりを行う。</p> <p>②生活状況の変化について地域包括支援センターや社協内で日常的に情報共有し、寄り添い型支援を実践する。</p>
4 私的契約訪問介護事業	<p>日常的な社会生活に適応が困難とされる要援護の高齢者等（本会指定訪問介護事業の利用者に限る）に対し、生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣し通院介助等の介護保険では適用されない必要なサービスの提供を行う。</p> <p>(1) 利用者実数（見込） 2人（月平均）</p> <p>(2) 利用料 1時間につき2,000円</p>
5 指定居宅介護・重度訪問介護事業 (障害者自立支援指定サービス事業者)	<p>障害者自立支援法に基づき、身体、知的、精神障がい者及び障がい児が、障がいがあっても可能な限り自立して生活を営むことができるようするためのサービスを介護保険の訪問介護と一体的に提供する。</p> <p>【数値目標】利用者実数（見込） 3人（月平均）</p> <p>【27年度の取り組み】</p> <p>①社会資源の把握に努めるとともに、関係者及び関係機関で必要な情報を共有し活用できる形にしていく。</p> <p>【サービスの種別】</p> <p>①居宅介護計画の作成 ②居宅介護（身体介護・家事援助）</p> <p>③行動援助及び外出介護等</p> <p>【運営方針】</p> <p>①利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護及び調理、洗濯、清掃等の家事並びにこれらに付随する生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。</p> <p>②事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
事業所名：訪問介護ステーション 福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業(障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業)】 指定番号：0611660028 営業日：月～金曜日/7:00～21:00 ※12月29日～1月3日を除く 実施区域：飯豊町	
6 障がい者移動支援事業(町委託) 【第2種社会福祉事業(障害者自立支援法に規定する移動支援事業)】	<p>障がい者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う事業を受託する。但し、通院、通所、通勤、営業等の経済活動に係る外出及び社会通念上適当でない外出は対象外とする。</p>

#### (4) 通所介護事業【デイサービス】(通所介護事業サービス区分)

項 目	内 容
1 指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業(介護保険指定居宅サービス事業者)	<p>介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され、居宅において介護を必要とする方を対象として、自宅から施設まで送迎を行い、食事、入浴、機能訓練及びレクリエーション等日中のサービスを提供する。また、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能維持並びに利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスを提供する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>(1) 通所介護及び介護予防通所介護</p> <p>①年間平均利用率 75% (1日13.5人)</p> <p>②1月当たり延べ利用者数 350人(介護予防含)</p> <p>(2) 認知症対応型通所介護及び認知症対応型介護予防通所介護</p> <p>①年間平均利用率 75% (1日9人)</p> <p>②1月当たり延べ利用者数 240人(介護予防含)</p> <p>【27年度の取り組み】</p> <p>①活動メニューを更に拡充させ「過ごし方」を自ら選択できる環境を整える。</p>
事業所名：日帰り介護センター福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業(老人福祉法に規定する老人デイサービス事業)】 指定番号：0672700119 定員：18名 営業日：月～土曜日(1月1～5日を除く) 提供時間：原則9:00～16:30 実施区域：飯豊町及び長井市	

<p>2 指定認知症対応型通所介護事業及び指定認知症対応型介護予防通所介護事業（介護保険指定居宅サービス）</p>	<p>②家族介護者の負担を軽減するためだけでなく、利用者本人が日中を有意義に過ごすことで、自宅での生活機能やQOL維持向上を図る。 ③経営基盤の安定のため、稼働率をはじめ、機能訓練加算及び口腔機能向上加算等の実施率アップを目指す。</p> <p><b>【サービスの種別】</b> ①日常生活上の援助 ②健康状態の確認 ③送迎 ④食事 ⑤機能訓練</p>
<p>事業所名：日帰り介護センター福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業(老人福祉法に規定する老人デイサービス事業)】 指定番号：0672700119 定員：12名以下 営業日：月～土曜日（1月1～5日を除く） 提供時間：原則9：00～16：30 実施区域：飯豊町</p>	<p><b>【運営方針】</b> ①利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ②利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について解りやすく説明する。 ③適切な介護技術をもってサービスを提供する。 ④常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。 ⑤居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。</p>

### (5) 短期入所生活介護事業【ショートステイ】(短期入所生活介護事業サービス区分)

項 目	内 容
<p>1 指定短期入所生活介護事業 (介護保険指定居宅サービス事業者)</p>	<p>介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され、居宅において介護を必要とする方を対象に、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスを提供する。</p>
<p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業 (介護保険指定居宅サービス事業者)</p> <p>事業所名：短期入所生活介護センター福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業(老人福祉法に規定する老人短期入所事業)】 指定番号：0672700127 定数：20床(個室ユニット型) 営業日：毎日/24時間 実施区域：西置賜管内及び南陽市、川西町</p>	<p><b>【数値目標】</b> ①年間平均利用率 80%（1日16名） ②1月当たり延べ利用者数 480人（介護予防15人含）</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b> ①デイサービス等との連携を強化し、特に利用者のリハビリニーズに応える。 ②安定した経営をめざすため利用者の獲得に向けた営業活動を積極的に実施、また、社協ならではの介護サービスのあり方等について具体的に検討する。</p> <p><b>【サービスの種別】</b> ①入浴、食事 ②排泄、離床、整容介助 ③生活指導、相談援助 ④機能訓練・レクリエーション</p> <p><b>【運営方針】</b> ①事業所の介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。 ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
<p>3 指定短期入所事業 (障害者自立支援指定サービス事業者)</p>	<p>障害者自立支援法に基づき町内の身体、知的、精神の障がい者及び障がい児が、居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期入所を必要とする者を対象に、短期入所サービスを提供するとともに、これら障がい者及び家族への支援を行う。なお、介護保険事業を優先に考え空床の場合に限った受け入れとする。</p> <p><b>【サービスの種別】</b></p>

<p>事業所名：短期入所生活介護センター福祉の里めざみ</p> <p>【第2種社会福祉事業(障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業)】</p> <p>指定番号：0611660010</p> <p>営業日： 毎日/24時間</p> <p>実施区域：飯豊町</p>	<p>①食事、排泄、衣類脱着、入浴の介護及び移動介助</p> <p>②機能訓練、健康状態の確認 ③送迎及び食事サービス</p> <p>【運営方針】</p> <p>①障害者自立支援法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとし、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</p> <p>②利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明し、適切な介護技術をもってサービス提供する。また、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。</p> <p>【27年度の取り組み】関係者及び関係機関との連携を強化することにより利用者へのより支援につなげる。</p>
<p>4 在宅老人短期入所施設利用弾力化事業（町委託）</p>	<p>地域の実情及び家庭の事情等により、身体的介護又は自立生活支援が必要な高齢者が中期にわたり居宅での生活が困難となった場合、または一時的に養護する必要がある場合に、短期入所施設の一部を活用し、在宅と施設の往復を繰り返すことにより要援護高齢者の日常生活を支援し、在宅福祉の向上を図るための事業を町から受託する。</p> <p>【対象要件】</p> <p>介護保険法による要介護者及び要支援者並びに地域の実情等により日常生活に支障がある概ね65歳以上の高齢者で次の要件に当てはまる理由により一時的な入所が必要となった場合。</p> <p>①介護保険法に基づく短期入所サービスの利用限度日数を越えて介護が必要な場合。</p> <p>②家族の疾病、出産、冠婚葬祭、事故災害等のため。</p> <p>③家族からの介護も受けていない場合で、一定期間社会的孤立状態に陥る恐れがある場合。</p>

## 5 公益を目的とする事業【困窮者支援拠点】

### (1) 生活困窮者自立支援事業【西置賜地域社協共同体】（自立相談支援事業及び家計相談支援事業サービス区分）

項 目	内 容
<p>1 自立相談支援事業（県委託） <b>新規</b></p>	<p>生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施することにより、支援対象者の自立を促進するための事業を西置賜地域社協共同体の構成団体として県より受託する。</p> <p>【体制整備】</p> <p>①生活自立支援サブセンター設置 ②自立相談支援員の配置（1名）</p> <p>【業務内容】</p> <p>①生活困窮者の相談に応じ、本人の意思を十分に確認しながら個々の状態にあった支援プランの作成</p> <p>②生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくり</p> <p>③当該事業の認知度向上のための周知及び広報</p>
<p>2 家計相談支援事業（県委託） <b>新規</b></p>	<p>生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に問題を抱える者に対し、家計の観点から継続的・総合的支援を実施することにより生計を適正化し生活再建を図るための事業を西置賜地域社協共同体の構成団体として県より受託する。</p> <p>【人的配置】</p> <p>①専門的な知識、技術をもった家計相談支援員の配置（1名）</p> <p>【業務内容】</p> <p>①対象者本人の目指す目標、支援の内容についてまとめた家計支援計画の作成</p>

	②家計管理に関する支援及び滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
--	-------------------------------------

## 6 収益を目的とする事業【デマンド交通拠点】

### (1) 地域の公共交通に関する事業(デマンド交通事業サービス区分)

項 目	内 容	
1 デマンド交通事業 「ほほえみカー」の運行(町補助) <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>               車両台数：ジャンボ車両 2台                小型タクシー 2台                運休日：土・日、祝祭日及び                8月13日～16日、12月29日～1月5日                ※年間運行日数：239日             </td> </tr> </table>	車両台数：ジャンボ車両 2台 小型タクシー 2台 運休日：土・日、祝祭日及び 8月13日～16日、12月29日～1月5日 ※年間運行日数：239日	<p>町民のくらしの足を支える公共交通機関としての役割を担う「ほほえみカー」の運行について、利用者の減少傾向などを受け近年苦戦を強いられている状況が続いているが、運行委員会の中で出される様々な工夫やアイデアを取り入れながら活路を導き出していく。なお、1日あたりの利用者数62人を今期目標に掲げ、高齢者や障がい者等の交通弱者がいつまでも安心して自立した生活を営むことができるよう支援する。</p> <p><b>【基本姿勢】</b></p> <p>①高齢者や障がい者等が、ほほえみカーの利用を通じて安心して生活を営むことができるよう利用者の態様に応じた適切な配慮及び親切丁寧な接客を心掛ける。</p> <p>②利用拡大に向けて関係機関と連携した広報、宣伝に重点的に取り組むとともに新たな利用者の獲得のために積極的な取り組みを推進する。</p> <p>③利用が少ない時間帯を活用した送迎付によるイベント等の企画など、ほほえみカーの持ち味を生かした新しい事業連携の形を検討し、より幅広い住民福祉を実現する。</p> <p><b>【業務内容】</b></p> <p>①運行委託：一般旅客自動車運送事業許可を得た事業者が所有する車両4台を時間で貸切り運行業務を委託する。</p> <p>②予約受付：ほほえみカー予約センター内にオペレーターを配置(午前中2名/午後1名)</p> <p>③ほほえみカー運行委員会の開催。(委員委嘱15名/年2回開催)</p> <p>④有料による視察団体の受入。</p> <p>⑤当該事業の利用拡大のための周知及び広報(ほほえみカー通信の発行)</p> <p><b>【利用促進事業等】</b></p> <p>①回数券販売等を通じ利用者の増強を図る。</p> <p>②有料車内広告を募集掲載することにより収入の確保に努め運営基盤を強化する。(町内外企業10社予定)</p> <p>③商工会や地元企業と連携した企画開発及び商店街の活性化に向けた取り組みを推進する。</p> <p>④きめ細かな利用者ニーズに対応するため電話のほかインターネット及FAXでの利用予約に対応する。</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①ほほえみカーの積極的PR ②他施策とのサービス連鎖            ③利用者ニーズの的確な把握及び動向調査</p>
車両台数：ジャンボ車両 2台 小型タクシー 2台 運休日：土・日、祝祭日及び 8月13日～16日、12月29日～1月5日 ※年間運行日数：239日		

## 7 その他

### (1) 関係機関との連携

項 目	内 容
1 西置賜地方福祉連絡会議	<p>西置賜管内の社会福祉協議会が共同にて各種研究活動及び共通した課題の解決に向けた情報交換を深めるために次の会議及び研修事業を行う。</p> <p>①会長会議(11月) ②事務局長会議(4月・11月)            ③担当者会議(4月・2月) ④職員研修(10月)</p>

2 置賜地方社会福祉協議会連絡会	置賜3市5町の社会福祉協議会の共同事業として次の研修活動に参画する。 ①社会福祉協議会役員研修会（担当:小国町社協） ②心配ごと相談員研修会（担当:川西町社協） ③社会福祉協議会職員研修会（担当:飯豊町社協） ④ボランティアの輪連絡会議（担当:南陽市社協） ⑤老人クラブ連合会連絡協議会（担当:長井市社協） ⑥担当者会議（担当:南陽市社協）
3 長井地区被害者支援連絡会への協力（長井警察署設置）	犯罪、事故等の被害者及び家族（遺族）の抱える精神的な苦しみを軽減するため関係機関・団体が相互に連携し、専門分野での支援活動を行うことを目的とした連絡会の活動に参加協力する。
4 長井地区安全運転管理者連絡協議会への協力（長井警察署設置）	道路交通法に基づき、一定台数以上の自動車を使用する法人として、安全運転管理者を選任し、職員の交通安全意識高揚を図ると共に、協議会事業を通して交通安全県民運動に全面的に協力する。
5 飯豊町介護保険運営協議会（飯豊町設置）への参加	介護保険行政計画の進行管理を行い、計画進捗及び点検・評価について協議し、介護保険制度の健全な発展を支えるための協議会に職員を派遣する。
6 飯豊町地域包括支援センター運営協議会（飯豊町設置）への協力	地域住民の心身の健康の保持及び保健福祉の推進を包括的に支援する役割を担う支援センターの事業を円滑に運営するための協議会に職員を派遣する。
7 山形県老人福祉施設協議会が行う事業への参加協力	社会福祉基礎構造改革など老人福祉施設を取り巻く環境が大変革している中で、職員の技術向上のための研修をはじめ、全国的な情報交換と広報活動、介護保険制度の研究調整などの事業へ組織として参画する。
8 障害者自立支援協議会（飯豊町設置）への協力	地域の障がい者福祉に関するシステムづくり等を協議し、障がい者福祉のより一層の推進を図るための協議会に職員を派遣する。
9 飯豊町要保護児童対策地域協議会（飯豊町設置）への協力	要保護児童の早期発見と適切な保護と要保護児童及びその家族への適切な支援を図るための諸会議に構成団体として参加する。
10 地域公共交通会議（飯豊町設置）への協力	道路運送法に基づき地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項等について審議する諮問会議に職員を派遣する。
11 全国デマンド交通システム導入機関連絡協議会への協力	デマンド交通システムを導入した各地域の運行主体等がより効果的なサービスを実現するため、デマンド交通の運用改善策や利用促進等に関する相互の情報交換を図るための連絡協議会に構成団体として参加する。
12 飯豊町商工会との連携強化	本会と同じく地域福祉の推進に寄与していく団体とされる町商工会への加盟を通じ、利用料等が商工会共通商品券でも取り扱いできるよう町民が暮らしやすいまちづくりを推進する。
13 NPO及び企業、団体との協働	子育て支援や障がい者との関わりをもつNPO法人との連携を図りながら、よりよい協働関係の構築を目指し、共同募金などの助成金情報の提供や企業人の力を地域に活かす仕組みづくりを検討していく。
14 置賜地域生活福祉・就労支援協議会（公共職業安定所）への協力	住宅・生活に困窮する離職者に対する支援を拡充するために福祉部門及び雇用部門の連携・協力を図り、具体的な協議調整を行うことを目的とした置賜地域における支援協議会に構成員として参画する。
15 山形県老人クラブ活性化計画策定委員会（県老連設置）への協力	老人クラブ活動の活性化及び会員加入増強運動などを効果的に実施していくための計画づくりを行う委員会に担当職員を派遣する。
16 その他	行政・関係団体が主催する社会福祉を目的とした事業への後援・協賛及び諸会議への職員派遣等の協力を行う。

## (2) 共同募金及び歳末たすけあい運動への協力（第1種社会福祉事業）

項 目	内 容
1 赤い羽根共同募金運動 【推進団体】 部落長会・町内学校・事業主、ボランティア団体等	当該募金を財源とする事業のPRを強化しながら部落組織・企業並びに関係機関団体、ボランティア等と連携を取り合い積極的な募金運動を展開する。

	<p><b>【実施内容】</b></p> <p>①実施時期：10月1日～12月末日</p> <p>②募金目安：戸別募金 一戸あたり700円、 法人募金 1,000円～10,000円（4段階） その他 学校募金、職域募金、街頭募金、イベント募金を通して募金活動の拡大を目指す。</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>募金ボランティアの養成並びに積極的活用を図る。</p>
2 歳末たすけあい運動 <b>【推進団体】</b> 部落長会・民生委員児童委員協議会	<p>部落組織・民生委員児童委員協議会及び関係機関団体の協力により募金運動の実施を図る。</p> <p><b>【実施内容】</b></p> <p>①実施時期：11月中旬～12月上旬</p> <p>②募金目安：戸別募金 一戸あたり500円</p> <p><b>【27年度の取り組み】</b></p> <p>①募金運動を通じ地域にある生活課題や福祉活動について住民の理解づくりを進める。</p>

【注釈】共同募金は、都道府県を単位として行われる寄付金募集であり、本県では「山形県共同募金会」が実施主体となっている。本町における募金活動は「山形県共同募金会飯豊町分会」が執行しており社会福祉協議会は、その事務局という位置づけとなるため「募金事業への協力」と表示する。

### (3) その他

項 目	内 容
1 総務に関する事項	<p>(1) 定款をはじめとする各種規則等の制定及び改廃。</p> <p>(2) 適切な労務管理を実施するため有期（非常勤）雇用の今後の在り方に関する検討。</p> <p>(3) 「職員満足度調査（平成25年度）」結果の活用及び「ワークライフバランス」のとれた職場を実現するための必要な調査研究及び改善施策の実行。</p> <p>(4) 各種法令・制度改正に伴う対応及び諸準備。</p> <p>(5) 消費税及び法人税の申告及び納付、課税事業所に関する事務。</p> <p>(6) 社会福祉法人制度改革に関し「地域における公益的な活動」を柔軟に実施していく上で必要な環境整備。</p> <p>(7) 介護職員の処遇改善に関する事項。</p> <p>(8) 事務処理業務の効率化を進めるためのシステム化及びグループウェアの活用。</p> <p>(9) 交通事故及びサービス提供中の事故防止に向けた取り組み。 （リスクマネジメント強化）</p> <p>(10) 視察団体の受け入れ及び関係機関が行う調査、各種行事への参加協力。</p>
2 情報発信機能の強化	<p>多くの方々から親しまれる組織をめざし、住民の福祉制度への理解及び関係者・利用者の関心が高められるよう、誰にでもわかりやすい情報発信に努める。</p> <p>(1) ホームページ（公式サイト）を定期的に更新する。 &lt;<a href="http://www.iide-shakyo.jp/">http://www.iide-shakyo.jp/</a>&gt;</p> <p>(2) 報道機関へ積極的に記事掲載を依頼する。</p>
3 福祉サービスに関する苦情対応	<p>本会が実施する事業や介護サービス等について、利用者等からの苦情等に対し適切な解決に努めるとともに必要に応じた改善及び本会職員の資質の向上につなげていくために新たに苦情解決委員会を設置し社会福祉事業の適正な運営を確保する。</p> <p><b>【苦情解決体制】</b></p> <p>①苦情解決責任者（事務局長又は施設長） ②苦情受付担当者（各部門1名配置） ③第三者委員（3名委嘱）</p>
4 上記区分に属さない又は共通する項目事項	<p>(1) 社会福祉の分野において功労のあった奉仕者等への表彰。 （一部表彰区分の見直し）</p> <p>(2) 行政や関係団体への意見具申。</p>

	(3) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡。 (4) 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業。
--	---

### 【参 考】事業区分／拠点区分／サービス区分の設定

本会の実施する事業は、社会福祉法人会計基準(23年度基準)に基づき3つの事業区分に分けられ、うち社会福祉事業区分は2つの拠点区分に分類される。

事業区分	拠点区分	サービス区分	主な事業項目
社会福祉事業	社会福祉拠点	法人運営事業	法人運営／心配ごと相談事業／福祉サービス利用援助事業／災害共済金交付事業／その他地域福祉の推進に関する事業
		緊急通報装置運用事業	緊急通報装置見守り支援システム運用事業(受託)
		共同募金配分金事業	ふれあいいいききサロン活動育成支援事業／会食サービス事業／しあわせ発行事業／2次配分事業／地域歳末たすけあい配分／その他
		福祉サービス利用援助事業	日常生活自立支援事業における一部業務(受託)
		福祉更生資金貸付事業	福祉更生資金貸付事業
		基金運営事業	社会福祉基金、介護事業財政調整基金、固定資産取得基金、ボランティア振興基金、職員資格取得研修等支援基金の管理
	介護拠点	高齢者介護予防事業	地域介護予防事業(受託)／介護予防支援事業(受託)
		居宅介護支援事業	介護保険指定居宅介護支援事業／介護予防ケアマネジメント事業(受託)／家族介護支援事業(受託)
		訪問介護事業	介護保険指定訪問介護事業／介護保険指定介護予防訪問介護事業／安心生きがい訪問事業(受託)／自立支援指定居宅介護・重度訪問介護事業／私的契約訪問介護事業
		通所介護事業	介護保険指定通所介護事業／介護保険指定介護予防通所介護事業／介護保険指定認知症対応型通所介護事業／介護保険指定認知症対応型介護予防通所介護事業
		短期入所生活介護事業	介護保険指定短期入所生活介護事業／介護保険指定介護予防短期入所生活介護事業／自立支援指定障害者短期入所事業／在宅老人短期入所施設利用弾力化事業(受託)
公益事業 【新設】	困窮者支援拠点	自立相談支援事業	自立相談支援事業(受託)
		家計相談支援事業	家計相談支援事業(受託)
収益事業	デマンド交通拠点	デマンド交通事業	デマンド交通事業システム運営

【注釈】社会福祉事業は、①法人運営事業、②社会福祉法第2条に列挙された事業、③介護保険事業等の用に供する施設の経営に付随して行っている事業等が含まれる。生活困窮者自立支援事業及びデマンド交通事業は、社会福祉法第26条に規定される公益事業及び収益事業となるため社会福祉事業に関する会計から区分した経理となる。なお、社会福祉事業区分における拠点区分を場所別区分と考えた場合、1拠点区分とされるものの、事業運営の実態に照らし、一体的に運営されている事業を集約し、それぞれ設定することが望ましいため、介護事業に限った経営状況を把握できるように設定している。更に、サービス区分は拠点区分を細分化したものであり、定款に記載した事業ごとに設けるものとされているが、それ以外にも税務申告や会計処理上「区分経理」することが望ましい事業は単独で設定している。